長崎市公告第１２２号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項の規定において準用する同法第１９条第１項の規定により、都市計画を決定及び変更したいので、同法第２１条第２項の規定において準用する同法第１７条第１項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、市に意見書を提出することができる。

令和　８年１１月１６日

長崎市長　　鈴　木　史　朗

１　都市計画の種類

(1)長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）用途地域の変更

(2)長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）地区計画の決定

小江原５丁目地区計画

(3)長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）地区計画の変更

小江原町地区計画

２　都市計画を定める土地の区域

(1)長崎市　小江原５丁目、小江原３丁目

(2)長崎市　小江原５丁目、小江原３丁目

(3)長崎市　小江原５丁目、小江町、柿泊町

３　縦覧場所

長崎市まちづくり部都市計画課（長崎市魚の町４－１　市役所１８階）

４　縦覧期間

令和８年11月16日（月）から令和８年11月30日（月）まで(長崎市の休日を定める条例（平成５年長崎市条例第35条）第１条第１項各号に定める休日を除く。)

午前８時45分から午後５時30分まで